

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年8月29日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人日本磁気共鳴専門技術者認定機構

(2) 代表者の氏名

新津 守

(3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区五条通新町東入東鋸屋町167番地 ビューフォート五条烏丸3階
公益社団法人日本放射線技術学会事務局内

(4) 定款に記載された目的

本法人は、関連学会などの連携によって、統一的基準に基づいて磁気共鳴（MR）に関わる技術者の認定を行い、わが国のMR検査技術の国際的な同等性を確保するとともに、最新の医療技術に対応した最善の画像情報を標準的に提供し、安全を担保することで、国民の福祉と社会の発展に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年8月14日

(文化市民局地域自治推進室)